

令和2年度

長野県公共事業 新規評価について

令和2年12月

長野県公共事業評価監視委員会

目 次

1	本年度の審議対象事業	・・・ 1
2	新規評価事業に関する委員会としての意見	・・・ 2
	(1) 陸上競技場整備事業 松本平広域公園 陸上競技場【松本市・塩尻市】	・・・ 2
	(2) 道路改築事業 国道361号 姥神峠道路(延伸)【木曾町】	・・・ 2
	(3) 抽出以外の箇所	・・・ 3
3	おわりに	・・・ 3

令和2年度 長野県公共事業評価監視委員会 意見書

～公共事業 新規評価対象事業に関する意見～

1 本年度の審議対象事業

長野県公共事業評価監視委員会（以下「本委員会」という。）の設置要綱では、審議案件について、県から新規評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して、本委員会が抽出するとされている。

本年度は、表-1に示す6件の意見聴取があり、全てについて資料確認し、代表箇所の説明を聞いた上で、詳細な審議の対象として、全体事業費の大きい2箇所を抽出した。

表-1 意見聴取・抽出箇所

担当 部局	事業種類	事業名	路河川名等※	箇所名 (市町村名)	事業概要	予定工期	全体事業費 (千円)	県の 総合 評価	抽出 箇所
建設部	河川の整備等	河川	(一)片貝川	臼田 (佐久市)	遊水地 N=3箇所 河川改修 L=8.0km	R3~R32 (2021~2050)	9,000,000	A	
建設部	主要な道路の 整備	道路改築	(主)飯田富山佐久間線	龍江 (飯田市)	道路改築工 L=1,620m W=6.0(7.5~9.75)m	R3~R12 (2021~2030)	3,600,000	A	
建設部	補完的な道路 の整備	街路	(都)岡谷川岸線	川岸 (岡谷市)	道路拡幅工 L=870m W=7.0(14.0)m	R3~R9 (2021~2027)	3,000,000	A	
建設部	その他	陸上競技場 整備	松本平広域公園	陸上競技場 (松本市・塩尻市)	陸上競技場建替 A=37,200㎡	R3~R7 (2021~2025)	13,000,000	A	○
農政部	農村地域の 防災・減災	県営農村地域 防災減災		千曲川沿岸更北 (長野市)	排水機場改修 N=2箇所	R3~R8 (2021~2026)	1,800,000	A	
建設部	主要な道路の 整備	道路改築	(国)361号	姥神峠道路(延伸) (木曾町)	道路改築工 L=3.5km W=7.0(10.5)m	R3~R9 (2021~2027)	13,000,000	A	○
詳細審議箇所 計									2

・事業の必要性、重要性、効率性、緊急性、計画熟度を点数化し、その合計により評価 [100点満点 A:75点以上 B:75~50点 C:49点以下]

※(一):一級河川 (国):一般国道 (主):主要地方道 (都):都市計画道路

2 新規評価事業に関する委員会としての意見

(1) 陸上競技場整備事業 松本平広域公園 陸上競技場 【松本市・塩尻市】

■ 審議結果：県の評価案を妥当と判断する。

【判断に至った理由】

- 県内唯一の陸上競技連盟第1種公認競技場として、国民体育大会など全国レベルの大会が予定されているため。
- 既存の競技場は、建設から40年以上経過し、老朽化が進むとともに、バリアフリー対応に課題があるため。

《審議上の意見》

- 利用者数の向上が図られるよう、関係者と連携して検討していく必要がある。
- 開放的な競技場をコンセプトとする場合、競技中や夜間等のセキュリティ対策について十分に検討する必要がある。
- 施設の省エネルギー化について検討する必要がある。

(2) 道路改築事業 国道361号 姥神峠道路（延伸） 【木曾町】

■ 審議結果：県の評価案を妥当と判断する。

【判断に至った理由】

- 伊那地域と木曾地域を結ぶ重要な役割を担う道路であり、中央自動車道や一般国道19号、一般国道153号と一体となって広域的な道路ネットワークを形成する道路となるため。
- 平成24年度から一時休止となっていたが、伊那・木曾両地域の国道361号の利用状況と、令和2年7月豪雨災害の状況から整備の必要性が認められるため。

《審議上の意見》

- 事業を一時休止したことを踏まえ、事業再開に当たり社会状況の変化等に応じた適切な計画であることを県民に分かりやすく説明していく必要がある。
- 現道に平行して同じようなルートを通ることについて、災害の発生が懸念されるため、災害に強い、安全な道路となるよう構造を検討する必要がある。

(3) 抽出以外の箇所

抽出以外の、河川事業 一級河川片貝川 臼田ほか3箇所については、第1回長野県公共事業評価監視委員会において、県からの資料提供及び説明を受ける中で、必要性、重要性、緊急性、計画熟度等から、各事業の県の評価案を妥当と判断した。

3 おわりに

今後、事業を一時休止した箇所の事業再開に当たっての公共事業評価における取扱いを検討し、整理すべきである。

本委員会が提案し、昨年度から本格実施している事後評価・再評価の検証結果を新規評価へフィードバックする取組を今後も継続的に実施することで、公共事業の一層の効率化、重点化が図られるとともに、その実施過程の透明性が向上することを期待する。

以 上